

表 3-2 生活環境の保全に関する環境基準

1-1 河川（湖沼を除く。）〔pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数〕

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (-)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

(備考) 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

1-2 河川（湖沼を除く。）〔全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

（備考） 基準値は、年間平均値とする。

2-1 湖沼〔pH、COD、SS、DO、大腸菌群数〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (-)	化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

（備考） 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

- （注）
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 - 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 - 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2-2 湖沼〔窒素、磷〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

- （備考） 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- （注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 “ 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 “ 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 “ 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 “ 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2-3 湖沼〔全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ニルフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

3-1 海域 [pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (—)	化学的酸素要求量 (mg/L)	溶存酸素量 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと
B	水産2級 工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上	—	—

(備考) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3-2 海域 [窒素、磷]

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2以下	0.02以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3以下	0.03以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6以下	0.05以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1以下	0.09以下

- (備考) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然採撈等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

3-3 海域〔全亜鉛、ノニフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L)	ノニフェノール (mg/L)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下